

## 👉 棚卸資産の簿価切下げ

**Q** : 棚卸資産の期末評価方法が変わるようになると聞きましたが、どうなるのですか？

**A** : 正味売却価額が取得原価より下落している場合はその正味売却価額によって評価することとなります。

### 【解説】

企業会計基準委員会は、さきごろ、通常の販売目的で保有する棚卸資産の期末評価について、正味売却価額が取得原価より下落している場合はその正味売却価額をもって貸借対照表価額とするべきとした棚卸資産の評価に関する会計基準を公表しました。

それによりますと、これまでは棚卸資産の期末評価は①取得原価を評価額とする原価法と、②時価が取得価額より低い場合に時価まで評価額を引き下げる低価法との選択方法が認められていましたが、この基準では、期末棚卸資産の正味売却価額が取得価額より下落している場合は、収益性が低下しているとみて正味売却価額まで引き下げるべきとしており、低価法を強制適用することを求めています。ただし、収益性が明らかに低下しておらず、事務負担をかけて収益性の低下の判断を行うまでもないと認められる場合には、正味売却価額を見積もる必要はないとしています。

なお、この場合の簿価切下げ額については、翌期に戻し入れる洗替え法とそのまま据え置く切放し法との選択適用ができるとしています。

